

茨木労働基準監督署発表
令和7年7月30日

茨木労働基準監督署
電話 072-604-5308

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(フォークリフト及び車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了していない労働者に運転させた疑い)

令和7年7月30日、茨木労働基準監督署(署長 おかざき たかゆき 岡崎 隆之)は、下記のとおり、株式会社今西商店ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社今西商店(以下「被疑会社」という。)
本店所在地 大阪市北区長柄中
事業内容 産業廃棄物処理業
- (2) 同社代表取締役(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに
労働安全衛生法
同法第61条第1項
労働安全衛生法施行令第20条第11号
同施行令第20条第12号
労働安全衛生規則第41条
同規則別表第3
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは令和6年11月20日、大阪府摂津市に所在する事業場において、産業廃棄物の運搬作業を行わせるにあたり、法令に定めるフォークリフトの資格を有しない労働者B及び労働者Cにフォークリフトの運転の業務に就かせ、法令に定める車両系建設機械の運転の資格を有していない労働者Cに、車両系建設機械(解体用)の運転業務に就かせた疑いがあるものです。

4 参考事項

適用法条文は、別紙のとおり。

○労働安全衛生法(抜粋)

第 61 条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項(同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者
- 四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生法施行令(抜粋)

第 20 条 第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一から十まで (略)

十一 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

十二 機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

- 十三から十六まで（略）
- 別表第7 建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）
- 一から五まで（略）
- 六 解体用機械
- 1 ブレーカ
- 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

○労働安全衛生規則(抜粋)

第41条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第3

（第四十一条関係）

令第二十条第一号の業務から令第二十条第十の業務まで（略）

令第二十条第十一号の業務

一 フォークリフト運転技能講習を修了した者

二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者

三 その他厚生労働大臣が定める者

令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務から令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務まで（略）

令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号2に掲げる建設機械の運転業務

一 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（平成二十五年七月一日以後に開始されたものに限る。）を修了した者

二 その他厚生労働大臣が定める者

令第二十条第十三号の業務から令第二十条第十六号の業務まで（略）